

(再就職援助計画の対象となった方へ)

再就職のための相談や応募・面接の際に 再就職援助計画対象者であることを申告してください！

あなたの**早期再就職**につながる可能性がありますので、ハローワーク・民間の職業紹介事業者へ再就職の相談を行う場合や就職を希望する企業へ採用応募・面接をする場合は、「**再就職援助計画対象労働者証明書**」の提示などにより、**再就職援助計画の対象者である旨を申告してください。**

! 採用前の段階で応募先に自身が再就職援助計画の対象者であることを申告したくない場合には、応募・面接時に「再就職援助計画対象労働者証明書」を提示しなくても差し支えありません。

再就職援助計画対象労働者証明書とは？

(様式第4号) (令和3.4改正)

再就職援助計画対象労働者証明書

令和 年 月 日

公共職業安定所長 印

下記の者については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく再就職援助計画（認定番号第 号）に係る対象労働者であることを証明する。

記

対象労働者氏名

雇用保険被保険者番号

(「計画対象労働者に関する一覧」(様式第1号別紙2)における番号)

【注】

1. 「事業者の方へ」本証明書を対象労働者に交付し、ハローワークや民間の職業紹介事業者へ再就職の相談や採用応募・面接をする場合は本証明書を提示するように案内した上で、再就職先に提出するよう依頼してください。

2. 「対象労働者の方へ」あなたの早期再就職につながる可能性がありますので、ハローワークや民間の職業紹介事業者へ再就職の相談や採用応募・面接をする場合は本証明書の提示など、再就職援助計画の対象者であることを申告してください。また、再就職した後は、再就職先の事業主が労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給を受けられる場合があります。本証明書は、事業主の方が労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給申請を行う際に必要となりますので、再就職した場合には再就職先に提出してください。

3. 「労働者の方へ」再就職援助計画が変更され、計画の対象労働者でなくなった場合には、事業主を通じて本証明書を公共職業安定所に返送してください。

※処理欄1（特別対象者に該当するか） 該当する / 該当しない

処理欄1において「該当する」にチェックがある場合、処理欄2についても記載。

※処理欄2（事業継続の程小等を行う理由が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるか） はい / いいえ

処理欄2において「はい」にチェックがある場合、処理欄3についても記載。

※処理欄3（事業所の産業分類【日本標準産業分類】） 大分類： 中分類：

(再就職援助計画対象労働者証明書)

- あなたが、法令に基づく「再就職援助計画対象労働者」であることをハローワークが証明したものです。再就職援助計画を作成した離職元の事業主経由で、ハローワークより交付されます。
- あなたを雇い入れた事業主は、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給を受けることができます。
(※) 助成金の支給を受けるためには、この「再就職援助計画対象労働者証明書」が必要になります。

あなたの早期再就職につながりやすく！！

- STEP 1 離職元の事業主から証明書が交付される
- ↓
- STEP 2 就職希望先の事業主へ証明書を提示する
- ↓
- STEP 3 就職先の事業主が助成金を受給する

「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」とは？

「再就職援助計画対象労働者」を次の要件で雇い入れた場合に、事業主は「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」の支給を受けることができます。 ※助成額は30万円（加算額もあり）

- ① 離職日の翌日から3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れる
※ ハローワークからの職業紹介による雇い入れでない場合も助成対象となります。
※ 有期雇用契約で雇い入れた場合、有期雇用契約から無期雇用契約に切り換えた場合、紹介予定派遣後に雇い入れた場合は助成対象になりません。
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れる
- ③ 雇入れ日から6か月後の日において、引き続き雇用している

